

## 【光のマーケット募集要項】

項 目	内 容
1	出店 対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般社団法人城陽市観光協会の個人会員、企業・団体会員である事。 または会員でない方は、個人会員、企業・団体会員になって出店は可能。</li> <li>② 出店規則を遵守できる方。</li> </ul>
2	出店 規則 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 来場者(お客様)に対して、丁寧に接客すること。</li> <li>② 来場者(お客様)とのトラブルは全て自己責任とする。</li> <li>③ 問題が生じた際は、必ずその日に事務局長に事後報告する。090-3715-3063</li> <li>④ 出店時に重大な問題が発生した場合、直ちに退去・撤退させます。</li> <li>⑤ O-157,ノロウイルス,食中毒など起こさないように食品衛生管理法に基づく提供の仕方を十分に考えて行ってください。(飲食店)</li> <li>⑥ PL 保険またはそれと同等の保険に必ず入ること。 (保険契約書のコピーの提出)</li> </ul>
3	ブース料 <ul style="list-style-type: none"> <li>① (上の段)での出店は、15万円 約10ブース (宇治城陽露店組合に限る)</li> <li>② (下の段)での出店は、15万円 約14ブース</li> <li>③ キッチンカーは、15万円 決められた場所のみの販売(台数に制限あり)</li> <li>④ ブース料は、申込書を提出した後、選考により出店許可の連絡があった者は、期限内に当協会事務所または銀行振込を行い、ブース料の支払いを終えること。</li> <li>⑤ コロナやその他の問題でイベントが中止した場合、出店料の返金は致しませんので予め了承した上で申請してください。 (申請は全てを受諾したものと致しますので、ご了承ください。)</li> <li>⑥ 電気使用について、消費電力量は1500W。これを越えないように使用すること。1軒毎にブレーカーがついています。容量を超えるとブレーカーは落ちますので、特に暖房器具等には、使用しないでください。</li> <li>⑦ 水道使用について、設置されている水道は使用可能。</li> </ul>
4	出店 時間 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 開店時間は、午後4時ごろから</li> <li>② 閉店時間は、午後9時30分まで ただし午後9時30分に消灯し、午後10時にゲートは閉門。</li> </ul>
5	連 絡 先 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 責任者の連絡先を必ず提出してください。</li> </ul>
6	営業許可書 <ul style="list-style-type: none"> <li>① コピーを提出してください。</li> </ul>
7	城陽市店の特典 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 協会ホームページにてPR (希望者には、店のホームページのQRコードなどを掲載可)</li> <li>② 希望者が多い場合、市内業者を優先しますが、締め切り以降の割り込みや決定後の見直しはできません。</li> </ul>
8	提出物 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 申込書 ② 保険契約書のコピー ③ 営業許可書(露店営業ができるものに限る)</li> </ul>
9	期 日 <ul style="list-style-type: none"> <li>11月17日までに申し込みを行ってください。</li> </ul>